

○東京藝術大学科学研究費補助金等経理事務取扱規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正	平成17年3月8日	平成17年4月1日
	平成17年7月21日	平成18年4月20日
	平成20年4月15日	平成21年2月5日
	平成22年5月21日	平成22年6月22日
	平成23年5月11日	平成23年7月8日
	平成24年4月1日	平成25年10月24日
	平成26年3月27日	平成27年5月14日
	平成28年3月24日	平成31年3月6日
	令和5年10月26日	

(趣旨)

第1条 本学における科学研究費補助金等の経理事務の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律179号)(以下「法」という。)及び各省各庁等が定める科学研究費補助金等の取扱いに関する規定等に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、法第2条第1項に規定する補助金及び同条第4項に規定する間接補助金をいう。

2 この規則において「部局」とは、事務局(社会連携センター及び保健管理センターを含む。)、美術学部(大学院美術研究科文化財保存学専攻を含む。)、音楽学部(言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターを含む。)、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館(芸術情報センターを含む。)及び大学美術館をいう。

3 補助金等の「直接経費」とは、補助事業(補助金等の交付の対象となる事業をいう。)の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。

(経理事務の委任)

第3条 補助金等の交付を受けた者(以下「研究者」という。)は、東京藝術大学会計通則第23条に定める経理責任者(以下「経理責任者」という。)に経理事務を委任するものとする。ただし、他の機関に属する研究分担者の補助金等は除くものとする。

(補助金等の経理事務)

第4条 経理責任者は、研究者の所属する部局(以下「当該部局」という。)の事務長(事務局においては財務会計課長。)に補助金等の経理事務を執行させるものとする。

2 補助金等の執行に係る経理事務は、当該補助金の経理事務の取扱いによる他、東京藝術大学会計通則等を準用するものとする。

3 補助金等の受入れ又は支払いに当たって収支簿(別紙様式2)を備え、経理の内容を明確にしておかなければならない。

(補助金等の保管等)

第5条 経理責任者は、補助金等の交付を受けたときは、大学名義で銀行に預金するものとする。

2 補助金等に利息が生じたときは、本学の収入として取扱うものとする。

(関係書類の整理及び保管)

第6条 会計担当者は、補助金等を適正に使用したことを証する書類(収支簿、領収証書及びその他関係証拠書類をいう。)を整理し、補助金等の交付を受けた年度終了後5年間保管するものとする。

(設備備品の寄附)

第7条 研究者は、補助金等により設備備品を取得したときは、寄附延長承認を申請した場合を除き、直ちに、当該部局に寄附しなければならない。

2 補助金等により取得した設備備品を本学に寄附した研究者が、他の研究機関に所属することとなった場合において、その寄附した設備備品の返還を申し出た場合は、その設備備品を返還することができる。

(補助金等の資金立替)

第8条 経理責任者は、研究者が研究計画遂行上補助金等の交付前(前年度に継続分として当該年度に内約を受けた場合及び新規に交付の内定を受けた場合に限る。)に研究を開始し、契約等を行う必要があるときは、補助金等を受領するまでの間、当該年度に係る本学の業務運営に支障のない範囲において、本学の資金により研究の実施に必要な金額を立て替えるものとする。

(研究支援者の雇用)

第9条 研究者は、研究計画遂行上研究支援者を雇用する必要があるときは、科学研究費等補助金研究支援者雇用申請書(別紙様式4)により、学長の承認を得るものとする。

2 研究支援者は、非常勤職員として採用する。

3 研究支援者の行う業務のうち、直接経費により雇用された部分については、補助金等の研究遂行業務にのみ従事する。

(その他)

第10条 本学以外の研究代表者から本学の研究分担者に配分される補助金等の経理事務については、この規則に準じて取り扱うものとする。

2 この規則に定めるもののほか、この規則の施行にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学科学研究費補助金経理事務取扱内規(平成元年1月26日内規第1号)は廃止する。

附 則

この規則は、平成17年3月8日から施行し、平成16年9月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年2月5日から施行し、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年6月22日から施行する。
- 2 東京芸術大学科学研究費補助金等の資金立替取扱要項（平成18年4月20日学長裁定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成23年5月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

別紙様式4(第9条第1項関係)

科学研究費補助金等研究支援者雇用申請書

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

所属部局
研究代表者 印

研究遂行上、下記のとおり研究支援者を雇用したいので、ご承認願います。

記

研究種目	
課題番号	
研究課題	
研究支援者 所属・氏名	
雇用理由	
職務内容	
勤務体系	
給与体系	
その他必要事項	

上記のことについて、承認してよろしいか伺います。

決 裁	(元号) 年 月	受 付	(元号) 年 月
学 長	事務局長		
社会連携課長	課長補佐	研究協力係長	
部局長	事務長	事務長補佐	係長 係員

※決裁欄については、各部局等で適宜定めることができるものとする。